### 1. 運営方針

せたがや自治政策研究所運営方針

(令和元年5月30日決定)

### 1 設置の背景

我が国の地方分権改革は、国と地方公共団体の役割分担を明確にし、対等・協力を基本とする国と地方の新しい関係の構築を進め、地方公共団体の自己決定・自己責任の原則に基づき、地域内の諸課題に積極的に取り組んでいくことを企図した平成12年の「地方分権一括法」の制定等を契機として、地方自治体に大きな変化をもたらした。

この改革によって、国や都道府県からの権限委譲や各種補助金の一般財源化が進められた結果、地方自治体は、これまでの国主導の画一的な政策によらず、自治体同士で競い合い、それぞれが独自の政策を立案、実践及び評価を行い、自律への道を切り開いていく時代に置かれることとなった。

一方、平成12年施行の地方自治法改正によって、特別区は名実ともに基礎的な自治体に位置づけられ、都から清掃事業や住民に身近な事務が移管されるなど、都区制度改革についても一定の進展がみられた。しかし、都区の事務配分や特別区の区域のあり方、税財政制度など残された課題があり、引き続き都区間で検討が行われている。

こうした地方分権の潮流を受けつつさらに発展していくためには、本区においても、区 民に最も身近な基礎的自治体として、その自治体経営の基盤を強化し自律性の高い行政 運営の一層の推進を図ると同時に、職員のさらなる政策形成能力の向上が不可欠になる との認識のもと、平成19年4月に区の内部組織として、自治体シンクタンクの役割を担 う「せたがや自治政策研究所」を設置した。

#### 2 設置目的

地方分権の進展や社会情勢の変化や多様化、複雑化する区民ニーズに対応するため、現場での取り組みや民間の力などあらゆる叡智を活用し、従来の枠組にとらわれない新たな発想によって、中長期を展望した区政課題に関する総合的な調査研究を推進し、政策形成基盤のさらなる強化を図ることとする。

### 3 基本的な役割

せたがや自治政策研究所は、政策形成基盤のさらなる強化を目指し、次に定める 4 つの役割を軸とした事業を展開する。

#### 第1の役割——政策研究

区の戦略的な政策を立案するために、全庁的または領域横断的な政策課題や専門的 で重要な課題を抽出し、それらを解決するための先進的な調査研究を行う。

### 第2の役割——基礎研究

中長期的な視点に立ち、将来の区政に影響を及ぼすと想定される潜在的な課題の解 決に資する基礎的な調査研究に取り組む。

### 第3の役割——データの整備と活用

政策立案にかかる基礎的データを収集・分析・提供する(統計調査担当課と連携)。 それらを区の有用な情報資産として蓄積し、活用するとともに、庁内外に広く発信する。

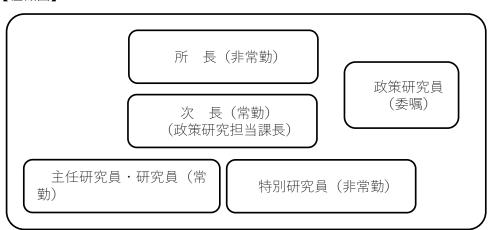
### 第4の役割——政策提言

政策研究・基礎研究に基づく成果を庁内に報告し、区の課題解決に資する具体的な政策を提言する。

### 4 組織体制

せたがや自治政策研究所は、所長(非常勤参与)・次長(課長)・主任研究員(係長)・研究員(職員)・特別研究員(非常勤)で構成する。また、専門家の立場から研究指導を行う政策研究員を設置する。

### 【組織図】



### 5 運営体制

### (1) せたがや自治政策研究所運営会議

せたがや自治政策研究所設置規則第4条において、所長(区参与)は区長の命を受け研究所の調査研究等を掌理すると規定されている。このことを踏まえ、研究所運営方針や事業計画に関して合議により検討する場として、「せたがや自治政策研究所運営会議」を設置する。

### a 所掌事項

研究所の運営方針及び事業計画について検討する。

#### b 構成メンバー

区長、両副区長、教育長、政策経営部長、研究所所長、研究所次長(政策研究担当 課長)とする。

※運営会議の開催にあたり、区の庁議準備会議メンバー及び研究所次長で構成する「研 究所運営事務連絡会」を設け、事前の庁内調整を行う。

### (2) 所内会議

- a 主な所掌事項
  - ・研究所の運営方針案や事業計画案の検討・作成
  - ・シンポジウム関連事項 (テーマ・講師の選定、具体的な調整準備、記録作成など)
  - ・庁内公開サイトの修正・追加(保有図書、人的ネットワーク、ニュースレター発 行など)
  - その他事務調整事項
- b 構成メンバー

研究所所長、研究所次長、主任研究員、研究員、特別研究員

### 6 研究体制

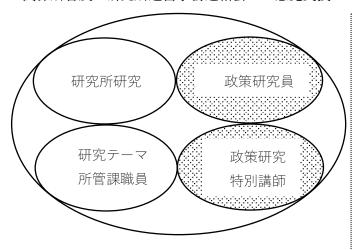
#### (1) 政策研究

a 研究テーマの選定

運営会議での検討を踏まえ、区長が研究テーマを選定し、基本計画等推進委員会に報告する。

- 区政の重点課題
- ・庁内から募集
- b 研究の進め方

研究にあたっては研究員を主体とするが、テーマごとに専門性を持った外部人材の活用を図る。なお、研究テーマによっては所管課職員の参加や、研究所の支援のもと所管課職員を中心とする研究も想定する。また、テーマに関連した庁内会議体への出席や関係所管及び研究所運営事務連絡会との意見交換により政策立案の精度を高める。



### 政策研究員

- ・専門家(大学教授・准教授クラス)の立場から年間をとおして 研究テーマの研究指導を行う。 政策研究特別講師
- ・研究テーマに関し、政策研究員 とは異なる視点からの研究も 必要になった場合、別の専門分 野の知見を得るため外部講師 として依頼する。

# (2) 基礎研究

- a 研究テーマの選定研究所でテーマを選定する。
- b 研究の進め方

研究にあたっては研究員を主体とし、テーマごとに専門性を持った外部人材の活用を 図る。また、テーマに関連した関係所管及び研究所運営事務連絡会との意見交換により 政策立案の精度を高める。

### 2. 令和 3 年度事業計画及び中期運営方針について

# せたがや自治政策研究所

# 令和3年度事業計画及び 中期運営方針について

令和3年1月



せたがや自治政策研究所 https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/006/index.html

# 中期運営方針について

### 1. 基本的な考え方

- せたがや自治政策研究所の4つの役割(次ページ参照)に基づき、プロジェクト・ベースにより調査研究を実施する。
  - 各プロジェクトについては、定例の所内会議で進捗状況を管理する。
- 本研究所の役割および研究成果を踏まえて人材育成の取組を重視する。 所長のもと政策研究員・特別研究員等を構成員とする人材育成プロジェクト会 議(仮称)を設置し、人材育成を主目的とした事業を体系的かつ計画的に実 施する。
- 調査研究および人材育成に関する情報発信戦略を重視する。

### 2. 対象期間について

• 令和3 (2021) 年度~令和5 (2023) 年度の3年間とする。

# 4つの役割

### 1. 政策研究

全庁的・領域横断的、専門的な課題の解決にかかる調査研究

# 2. 基礎研究

中長期的、潜在的な政策課題に関する基礎研究

### 3. データの整備と活用

政策立案にかかる基礎的データを収集・分析・提供

# 4. 政策提言

政策研究・基礎研究の成果に基づく政策提言

A. 自治体経営のあ	り方に関する研究	政策研究	基礎研究	政策提言	データ活用	人材育成
プロジェクトA-1	地域コミュニティの実態に関する調査研究		0		0	
プロジェクトA-2	地域行政に関する調査研究	0	0	0		
B. 世田谷区地域行	政史調査研究	政策研究	基礎研究	政策提言	データ活用	人材育成
プロジェクトB-1	地域行政史とアーカイブスの整備		0		0	
C. データの整備と	活用	政策研究	基礎研究	政策提言	データ活用	人材育成
プロジェクトC-1	政策形成力の向上とデータ活用の推進	0			0	
プロジェクトC-2	せたがや版データアカデミーの開催				0	0
プロジェクトC-3	次期基本計画に向けた将来人口推計	0			0	
D. 連携研究事業		政策研究	基礎研究	政策提言	データ活用	人材育成
<ul><li>D. 連携研究事業</li><li>プロジェクトD-1</li></ul>	個別政策支援研究	政策研究	基礎研究	政策提言	データ活用	人材育成
	個別政策支援研究 特別区長会調査研究機構の研究会参加		基礎研究		データ活用	人材育成
プロジェクトD-1		0	基礎研究	0	データ活用	人材育成
プロジェクトD-1 プロジェクトD-2	特別区長会調査研究機構の研究会参加 教育総合センターにおける教育委員会との連携	0	基礎研究	0	データ活用	
プロジェクトD-1 プロジェクトD-2 プロジェクトD-3	特別区長会調査研究機構の研究会参加 教育総合センターにおける教育委員会との連携	0 0		0		0
プロジェクトD-1 プロジェクトD-2 プロジェクトD-3 E. 人材育成と情報	特別区長会調査研究機構の研究会参加 教育総合センターにおける教育委員会との連携 発信	0 0	基礎研究	0		人材育成
プロジェクトD-1 プロジェクトD-2 プロジェクトD-3 E. 人材育成と情報 プロジェクトE-1	特別区長会調査研究機構の研究会参加 教育総合センターにおける教育委員会との連携 発信 人材育成プロジェクト会議(仮称)の運営	0 0	基礎研究	0		人材育成

プロジェクトA-1	地域コミュニティの実態に関する調査研究	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	<ul> <li>令和2年度に実施した、まちづくりセンターおよび地域活動団体に関する調査を 踏まえ、地域コミュニティの実態把握を深めていく。</li> <li>地田谷区内の地域コミュニティの実態を把握し、各種施策の基礎データとする ことを目的とする。</li> <li>6区民(または団体)を対象にした調査を実施する。調査項目として、コミュニティに関する住民の活動・意源・ネットワーク等を予定。</li> <li>令和3年度は調査実施と集計を行い、調査結果を庁内外に公表する。</li> <li>令和4年度は調査実施と集計を行い、調査結果を庁内外に公表する。</li> <li>令和4年度は地域行政の推進およびコミュニティ関連の施策へ資する知見を得ることを目的として、分析を行う。</li> <li>※令和3年度の新実施計画の取組「次期基本計画の検討に向けた論点整理」に向けた基礎研究と位置付ける。</li> </ul>	· 調查実施 • 集計結果公表	· 調查研究 · 分析結果公表	
プロジェクトA-2	地域行政に関する調査研究	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	<ul> <li>地域行政条例制定後の地域行政にかかる施策展開に資するため、世田谷区が取り組むべき施廃等を研究する。</li> <li>小さなまち販売やララットフォームなどの都市コミュニティの新たな仕組みづくりを視野に入れた研究を行う。</li> <li>地域内分権について、他自治体の取組みや、国の動向について継続的な情報収集・分析に取り組む。</li> <li>※令和3年度の新実施計画の取組「研究会の成果に基づく個別課題の解決策の検討」のための政策研究と位置付ける。</li> </ul>	• 調査研究 • 報告書作成	• 調查研究	• 調查研究

	域行政史調査研究			
プロジェクト8-1	<ul> <li>地域行政史とアーカイブスの整備</li> <li>・ 認和50年代からスタートした世田谷区の地域行政を調査研究し、そのあゆみを設理される。</li> <li>・ 地域行政に関わる保存文書・資料等の利活用を目的として、収集と整理を行い、アーカイブスを整備する。</li> <li>・ 過去に地域行政にかかわった職員等にヒアリングを実施し、オーラルヒストリーとして記録する。</li> <li>・ 令和4年度に報告書のとりまとめを行うとともに、アーカイブスの利活用を開始する。</li> </ul>	<ul><li>令和3年度</li><li>・ アーカイブス 構築</li><li>・ オーラルヒス トリー調査</li></ul>	<ul><li>令和4年度</li><li>・報告書作成</li><li>・アーカイブス 利活用</li></ul>	<ul><li>令和5年度</li><li>・アーカイブス 利活用</li></ul>
	y ৩ <sub>০</sub>			

C. データの整	備と活用			
プロジェクトC-1	政策形成力の向上とデータ活用の推進	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	<ul> <li>・次期基本計画の検討に向けた論点整理に資するため、庁内におけるEBPMの 推進とデータ活用のあり方を研究する。</li> <li>※令和3年度の新実施計画の取組「次期基本計画の検討に向けた論点整理」に向けた基礎研究と位置付ける。</li> </ul>	• 調査研究	• 継続実施	• 継続実施
プロジェクトC-2	せたがや版データアカデミーの開催	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	<ul> <li>職員のデータリテラシー向上や課題解決のためのデータ活用スキルの向上を目的に講義・ゼミ形式の「(仮称) せたがや板データアカデミー」を実施する。</li> </ul>	<ul><li>実施手法等の 検討</li><li>定期的な開催</li></ul>	・ 定期的な開催	• 継続実施
プロジェクトC-3	次期基本計画に向けた将来人口推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	<ul> <li>コロナによる影響を踏まえた将来人口推計の補正推計を行い、庁内で共有する。</li> <li>次期基本計画策定に向けた基礎データとして、将来人口推計を行う。</li> <li>推計手法の改善について研究を行う。</li> </ul>	<ul><li>補正推計の実施</li><li>推計手法の検討</li></ul>	<ul><li>新たな推計の 実施</li></ul>	• 推計の更新等

#### せたがや自治政策研究所

プロジェクトD-1	個別政策支援研究	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	「(仮) 農業・みどり政策・都市計画と土地利用のあり方」の研究支援を行う (令和2年度から継続予定)。     ※令和3年度の新実施計画の取組「研究会の成果に基づく個別課題の解決策の検討」のための支援研究と位置付ける。	• 継続実施	• 継続実施	(連携先未定)
プロジェクトD-2	特別区長会調査研究機構の研究会参加	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	<ul> <li>区長会調査研究機構の研究会に参加する。</li> <li>令和3年度のテーマ:「新型コロナウイルスによる社会変容と特別区の行政運営への影響」</li> </ul>	• 研究会参加	(テーマ提案・ 研究会参加)	(テーマ提案 研究会参加)
プロジェクトD-3	教育総合センターにおける教育委員会との連携	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	<ul> <li>教育委員会との共同研究等のあり方について検討を行い、教育総合センターとの連携に取り組む。</li> </ul>	<ul><li>検討</li></ul>	• 実施	• 継続実施

E. 人材育成と	情報発信			
プロジェクトE-1	人材育成プロジェクト会議(仮称)の運営	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	<ul> <li>・庁内の人材育成の観点から、研究所主催の事業、情報発信、連携事業などについて、効果的に実施するための評価・検討を行う。</li> <li>・所長・次長・主任研究員・特別研究員及びテーマに応じて政策研究員を構成員とし、定期的に開催する。</li> </ul>	• 取組開始	• 継続実施	• 継続実施
プロジェクトE-2	庁内オープンゼミ等の開催	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	<ul> <li>・庁内のコミュニケーションやネットワークづくりを含めた人材育成を目的とし、 庁内職員を対象に、所長や学旗経験者等を講尊とした講演・講義・ゼミ・ワーク ショップ等を実施する。</li> <li>・動画配信やピテオ会議等を利用したリモート開催の手法も検討・実施する。</li> </ul>	• 継続実施	• 継続実施	• 継続実施
プロジェクトE-3	情報発信	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	・学術機関誌「都市社会研究」の編集・発行 政策課題にかかわる特集を組むほか、都市政策研究および自治体の政策に関す る研究の発表の場として論文等の公募を行う。(年1回発行する。) ・研究活動報告書「せたがや自治政策」の編集・発行 各年度の成果である研究報告書等を発表する。(年1回発行する。) ・「Newselter(ニュースレター)」の編集・発行 職員向けに、研究を通じて得られた知見・データ分析結果や区政に関する トピックス等を紹介する。 ・庁内に保有図書データベースを公開し、職員を対象に書籍・資料の貸出対応を 行う。	• 継続実施	• 継続実施	• 継続実施
プロジェクトE-4	研究員による独自の研究活動	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	<ul> <li>研究所職員が自身の発案により独自テーマの調査研究を行う。研究成果は 「せたがや自治政策」や「Newsletter (ニュースレター)」で発表する。</li> <li>調査研究能力向上のため、必要に応じて研修受講や学会等へ参加する。</li> </ul>	• 継続実施	• 継続実施	• 継続実施

- 3. せたがや自治政策研究所関連の規則・要綱
- (1) せたがや自治政策研究所設置規則

平成 19年 3月 30 日規則第 40 号

改正

平成 24 年 7 月 31 日規則第 78 号 平成 26 年 3 月 31 日規則第 18 号 平成 27 年 3 月 31 日規則第 19 号 令和 2 年 3 月 31 日規則第 21 号

(設置)

第1条 区政に関する総合的な調査研究を行うため、せたがや自治政策研究所(以下「研究所」という。)を政策経営部に置く。

一部改正〔平成 24 年規則 78 号・26 年 18 号〕

(所掌事項)

- 第2条 研究所は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 区の政策及び施策の調査研究に関すること。
  - (2) 区の政策及び施策の提言に関すること。

(組織)

- 第3条 研究所は、次に掲げる者で組織する。
  - (1) 所長
  - (2) 次長
  - (3) 主任研究員
  - (4) 研究員
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者
- 2 所長は参与のうちから区長が任命し、次長は政策経営部政策研究担当課長を、主任研究 員は政策経営部政策研究担当課政策研究担当係長を、研究員は政策経営部政策研究担当 課の職員をもって充てる。
  - 一部改正〔平成 24 年規則 78 号・26 年 18 号・27 年 19 号・令和 2 年 21 号〕 (職務)
- 第4条 所長は、区長の命を受け研究所の調査研究等を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 2 次長は、所長の命を受け研究所の事務及び調査研究等を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、調査研究を行う。
- 3 主任研究員は、調査研究を行うとともに、所長及び次長の指定する調査研究等の管理を 行う。
- 4 研究員は、所長及び次長の指定する調査研究等を行う。
  - 一部改正〔平成 24 年規則 78 号・27 年 19 号〕

(情報の提供)

第5条 研究所の研究成果の情報は、区民等に提供するものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、研究所の運営に関し必要な事項は、区長が定める。 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月31日規則第78号)

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 31 日規則第 18 号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日規則第 19 号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第21号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(2)世田谷区参与(せたがや自治政策研究所所長)設置要綱

平成 19年 3月 30日 18世企第 154号

改正

令和 2 年 3 月 23 日 31 世政調第 365 号

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区参与(せたがや自治政策研究所所長。以下「参与」という。) の職を設置し、その取扱いに関して参与及び専門委員の設置等に関する規則(昭和53年 7月世田谷区規則第43号。以下「区規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を 定めることを目的とする。

(身分)

第2条 参与は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する 非常勤職員とする。

(職務)

- 第3条 参与は、次の職務を行うものとする。
  - (1) せたがや自治政策研究所の調査研究等を掌理し、所属職員を指揮監督すること。
  - (2) その他区政に対する助言・提案に関すること。

(任用)

第4条 区長は、自治政策等に精通し、その識見が卓越し、職務経験豊かな者から、参与と して任用する。

(定数)

第5条 参与の定数は、1名とする。

(任用期間)

第6条 参与の任用期間は、1年以内とする。ただし、その再任を妨げない。 (報酬及び費用弁償)

第7条 参与の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月世田谷区条例第28号)及び世田谷区非常勤職員の報酬及び費用に関する規程(昭和40年6月世田谷区訓令甲第39号)の定めるところによる。

(服務)

第8条 参与の服務は、区規則の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第9条 参与の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年4月特別区人事・厚生事務組合条例第8号)に定めるところによる。

(委任)

第10条 この要綱について必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 23 日 31 世政調第 365 号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(3) せたがや自治政策研究所特別研究員設置要綱

平成 19 年 7 月 1 日 19 世政研第 22 号

改正

平成 21 年 4 月 1 日 20 世政研第 49 号 平成 22 年 3 月 1 日 21 世政研第 46 号 平成 24 年 3 月 6 日 23 世政研第 32 号の 1 平成 24 年 8 月 1 日 24 世基政第 4 号 平成 26 年 3 月 28 日 25 世基政第 117 号 令和 2 年 3 月 23 日 31 世政調第 364 号

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区政策経営部におけるせたがや自治政策研究所(以下「研究所」という。)調査研究業務の円滑な運営のために、せたがや自治政策研究所設置規則(平成19年3月規則第40号)第3条第1項第5号の規定に基づき、せたがや自治政策研究所特別研究員(以下「特別研究員」という。)の職を設置し、その取扱いに関して世田谷区非常勤職員規則(昭和32年4月世田谷区規則第5号。以下「区規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 特別研究員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

(職務)

- 第3条 特別研究員は、せたがや自治政策研究所次長(以下「次長」という。)の指揮監督 のもとに、次に掲げる職務を行うものとする。
  - (1) 研究所の調査研究等に関すること。
  - (2) その他研究所の業務に関すること。

(任用)

第4条 区長は、自治政策等に精通し、その専門知識を用いて、実証的調査研究が行える者から、特別研究員として任用する。

(定数)

第5条 特別研究員の定数は、予算の範囲内とする。

(任用期間等)

- 第6条 特別研究員の任用期間は、年度を単位とし、1年以内とする。
- 2 区長は、特別研究員について実績等を考慮して、任用期間を更新することができる。 (職務の態様)
- 第7条 特別研究員が第3条に掲げる職務を遂行するに当たって必要とする日数等の目安 は、おおむね次のとおりとする。
  - (1) 各月8日程度
  - (2) 1日6時間程度

(報酬及び費用弁償)

第8条 特別研究員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月世田谷区条例第28号)及び世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程(昭和40年6月世田谷区訓令甲第39号)の定める所による。

(服務)

第9条 特別研究員の服務は、区規則の定めるところによる。

(免職)

第10条 特別研究員の免職は、区規則の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第11条 特別研究員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年4月特別区人事・厚生事務組合条例第8号) に定めるところによる。

(研修)

第 12 条 特別研究員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

(健康診断)

第 13 条 特別研究員の健康診断の実施は、世田谷区職員健康管理規程(平成 22 年 4 月世 田谷区訓令甲第 5 号)の定めるところによる。

(委任)

第 14 条 この要綱について必要な事項は、総務部長と協議の上、政策経営部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成 21 年 4 月 1 日 20 世政研第 49 号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 1 日 21 世政研第 46 号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月6日23世政研第32号の1)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年8月1日24世基政第4号)

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 28 日 25 世基政第 117 号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月23日31世政調第364号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(4) せたがや自治政策研究所政策研究員に関する要綱

平成 31 年 3 月 27 日 30 世政調第 315 号

(目的)

- 第1条 この要綱は、せたがや自治政策研究所設置規則(平成19年3月世田谷区規則第40号)第3条第1項の規定によるせたがや自治研究所を組織する者のうち、同項第5号に規定する区長が必要と認める者の委嘱等について必要な事項を定めることを目的とする。 (命名)
- 第2条 この要綱に基づき委嘱する者を「せたがや自治政策研究所政策研究員」と称する。 (委嘱)
- 第3条 せたがや自治政策研究所政策研究員(以下「政策研究員」という。)は、せたがや 自治政策研究所(以下「研究所」という。)が行う調査及び研究に関し高度な識見を有す る者のうちから、区長が委嘱する。

(職務)

第4条 政策研究員の職務は、研究所が主催する研究会に参加し、調査及び研究に取り組む 研究員に対して、専門的立場から指導及び助言するものとする。 (任期)

第5条 政策研究員の任期は、年度を単位とし、1年以内とする。ただし、区長が必要と認める場合は、その再任を妨げない。

(謝礼)

- 第6条 政策研究員に対する謝礼は、別表に定めるとおりとする。ただし、区長が特に必要と認められる場合は、別表の左欄に掲げる区分に応じて同表の右欄に定める額にそれぞれ50パーセントを乗じた額の範囲内で加算することができる。
- 2 前項の謝礼の支払は、実績に応じて3月毎に行うものとする。 (解職)
- 第7条 区長は、政策研究員として委嘱した者が次のいずれかに該当するときは、その職を 解くものとする。
  - (1) 辞任を申し出たとき。
  - (2) 心身の故障等により職務の遂行に支障があると認められるとき。
  - (3) 職務の遂行に必要な適格性を欠くと認められるとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、政策経営部長が別に定める。

附 則 (令和2年3月23日31世政調第364号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

### 別表(第6条関係)

区分	1時間当たりの支払基準額
大学教授、弁護士、医師、民間企業最高管理責任者等	13,000円
大学准教授、民間専門研究者等	11,500円
大学講師、助教等	10,000円

(5) せたがや自治政策研究所学術機関誌「都市社会研究|発行要綱

平成 27 年 1 月 21 日 26 世政調第 237 号

改正

平成 27 年 4 月 1 日 27 世政調第 145 号 平成 27 年 10 月 8 日 27 世政調第 178 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、せたがや自治政策研究所(せたがや自治政策研究所設置規則(平成19年世田谷区規則第40号)第1条に規定するせたがや自治政策研究所をいう。以下「研究所という。」)が発行する学術機関誌「都市社会研究」(以下「学術機関誌」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(発行目的)

第2条 学術機関誌は、区と区民の協働の推進及び区民主体のまちづくりの一層の発展を 目指すため、学術論文等を通じて様々な研究者との研究交流を図り、政策形成の基盤づく りの推進を図ることを目的として発行する。

(構成)

- 第3条 学術機関誌には、特集論文その他の論文、研究ノート及び活動報告(以下「特集論 文等」という。)を掲載する。
- 2 前項の特集論文は執筆者に依頼するものとし、同項の論文、研究ノート及び活動報告は 執筆者による投稿を受けるものとする。

(特集論文等の主題)

- 第4条 前条第1項の特集論文その他の論文の主題は、社会学、行政学、財政学又は社会福祉、環境、教育、都市計画その他の都市政策研究若しくは自治体政策研究の観点から分析した都市社会の構築に関する考察とする。
- 2 前条第1項の研究ノートの主題は、都市政策研究若しくは自治体政策研究における問題提起に関する考察とする。
- 3 前条第1項の活動報告の内容は、自治体政策研究のために区内において行われた活動 とする。

(発行回数)

第5条 学術機関誌の発行回数は年1回とする。ただし、せたがや自治政策研究所の所長 (以下「所長」という。)が相当の理由があると認めるときは、発行せず、又は1回を超 えて発行することができる。

(配布方法)

第6条 学術機関誌の配布方法は、所長が別に定める。

(編集委員会)

- 第7条 学術機関誌の編集を行うため編集委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する6人以内の編集委員で 組織する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 政策経営部長の職にある者
  - (3) 所長の職にある者
- 3 編集委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、編集委員に欠員が生じた場合に おける補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会に委員長を置き、編集委員の互選により、所長を除く編集委員の中から定める。
- 5 委員長が委員会に出席することができないときは、委員長があらかじめ指名する編集 委員が委員長の職務を代理する。
- 6 委員会の事務局は、せたがや自治政策研究所に置く。

(掲載の可否)

第8条 学術機関誌への投稿を受けた論文、研究ノート、活動報告の掲載の可否は、別に定めるところにより行う審査を経て、編集委員会において決定する。

(著作権)

- 第9条 学術機関誌に掲載する特集論文等の著作権は、世田谷区に帰属させるものとする。 (委任)
- 第10条 この要綱の施行について必要な事項は、所長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、せたがや自治政策研究所学術機関誌「都市社会研究」編集委員会運営要領(平成27年2月1日付26世政調第237号)による改正前のせたがや自治政策研究所学術機関誌「都市社会研究」編集委員会規程(平成20年4月25日付20世政研第10号)により委嘱されている編集委員の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (平成 27 年 4 月 1 日 27 世政調第 145 号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成 27 年 10 月 8 日 27 世政調第 178 号)

この要綱は、平成27年10月8日から施行する。

# 4. これまでの研究テーマ

ルチュンも占いたため	サログで 朴 桂 株 本 木 川
せたがや自治政策   Vol.1	・世田谷の地域特性の析出
, 01.1	・少子化と就労女性の支援ネットワーク
	・世田谷の魅力を高めるまちづくり
	・地域活動を基盤にした協働社会のあり方
せたがや自治政策	・住民力
Vol.2	・観光資源
	・世田谷の地域特性の析出
	・環境
	・ソーシャルビジネス
せたがや自治政策	・大学連携のあり方
Vol.3	・住民力
	・世田谷の地域特性の析出
せたがや自治政策	・超高齢社会
Vol.4	・大震災と自治体の対応に関する研究
	・住民力(事例分析)
	・世田谷の地域特性の析出
	・地域での国際交流活動の推進
せたがや自治政策	・区民参加に関する研究
Vol.5	・都区制度改革に関する研究
	・地域における社会関係資本に関する研究
	・世田谷の地域特性の析出
	・地域公共施設の住民管理に関する研究
.) 2. 30 d. L. 31. mpl below	
せたがや自治政策   Vol.6	・世田谷の地域特性の析出
V 01.0	・世田谷区職員による自治権拡充の検討
	・世田谷区におけるコミュニティ行政の展開とその特徴に関する研究
	・地域の社会関係資本測定のための指標再考
	・孤立死リスクの高い高齢者への支援のあり方
	・ヒートアイランドと再生可能エネルギー
せたがや自治政策	・世田谷の地域特性の析出
Vol.7	・大学・地域・行政等における連携促進に関する研究
	・世田谷区の市民活動団体に関する調査研究
	・世田谷区のオープンデータ推進に関する研究
	・高齢者の社会的孤立状態と主観的孤独感
	・自治体経営における政策指向型人材の育成に関する研究
せたがや自治政策	・世田谷区における市民活動の展開
Vol.8	・母親の社会参加と子どもの教育に関する調査研究
	・世田谷の地域特性の析出
	・「世田谷区データブック1」について
	・地方創生期における「地域経営人財」の可能性~DMO を契機として
せたがや自治政策	・「家族・結婚・ライフスタイルに関する調査 調査結果の概要
Vol.9	・家族意識に関する研究
	・伝統的結婚観・家族観と未婚化・晩婚化について
	・余暇活動における選好性と結婚観
	小型ロガルやりるなり口で相対的

	・世田谷の地域特性の析出 ・子どもの放課後の居場所としての新 BOP のあり方にかかる調査研究
せたがや自治政策 Vol.10	・経済的困難に直面する若年女性たち ・生きづらさを抱える子どもたち ・家族に関する研究を振り返る ・東京都区部における都心回帰と社会-空間構造の変容 ・世田谷の地域特性の析出 ・100万人都市世田谷の自治体経営を考える ・住民自治の拡充と都市内分権
せたがや自治政策 Vol.11	・住民自治と区民参加 ・世田谷区における協働政策の展開 ・区職員による研究チームの議論から ・「せたがや的なもの」の出発点 ・市街地再開発事業における周辺住民への対応 ・データで見る世田谷——「働き手」と「働く場」
せたがや自治政策 Vol.12	・自治体経営のあり方 ・地域行政の推進

# 5. 予算(過去5年分)

平成 28(2016)年度	総務費	総務管理費	企画調整費	予算額	6,800,000 円
平成 29(2017)年度	総務費	総務管理費	企画調整費	予算額	7,825,000 円
平成 30(2018)年度	総務費	総務管理費	企画調整費	予算額	7,824,000 円
令和元(2019)年度	総務費	総務管理費	企画調整費	予算額	10,135,000 円
令和 2 (2020)年度	総務費	総務管理費	企画調整費	予算額	9,095,000 円

# 6. せたがや自治政策研究所 令和2年度メンバー

研究所所長 大杉 覚

研究所次長 箕田 幸人

主任研究員 宮本 千穂 (令和2年12月まで)、志村 順一

研究員 古賀 奈穂、田中 陽子、横瀬 亜依、今村 緋呂

特別研究員 金澤 良太



# せたがや自治政策 Vol.13

令和 3 年 5 月発行 広報印刷物番号 No. 1955

せたがや自治政策研究所(世田谷区政策経営部政策研究・調査課)

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/006/index.html

〒154-0021 東京都世田谷区豪徳寺2丁目28番3号

電話:03-3425-6124